|  |
| --- |
| 　**特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書**逗子市長　年　　月　　日 |
| 地方税法施行令第４８条の９の１０の規定により、特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いたので届け出ます。 |
| **所 在 地****（　住　　　所　）** | 　　 |
| **フ リ ガ ナ** |  |
| **名 称****（　氏　　　名　）** | ㊞　　　 |
| **代 表 者****職 氏 名** |  | **電話番号** | ―　　　　― |
| **法 人 番 号** |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | **担　当　者** | （連絡先）（氏名） |
| **特別徴収義務者****指 定 番 号** | ８ |  |  |  |  |  |  |  |
| **理　　　　由** | ※該当する番号に○を付けてください。１．給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなったため（　　　　 　　年　　　　月　　　　日現在で、常時　　　　　　　人 ）２．その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　） |
|  |
| **関 与 税 理 士　　署 名 押 印** | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（連絡先）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞　　　　　　　　　　　　　　　 |

【注意事項】

１．届出者が個人である場合にはその住所及び氏名を、法人である場合には本店又は主たる事務所の所在地、名称、代表者氏名及び法人番号をそれぞれ記入し、押印してください。

２．この届出書を提出した場合には、その提出した日以後の期間は納期の特例の承認は無効です。

※　給与の支払いを受ける者が常時10人未満となったことにより、納期の特例の承認を受けようとする場合は、改めて申請が必要となります。

３．この届出書を提出した場合には、提出日の属する月分以前に特別徴収した税額はその提出日の翌月の10日までに納入し、その後に特別徴収した税額は、従来どおりその徴収した翌月10日が納期限となります。

 　〔 例 〕この届出書を提出した日が３月の場合の納期限

　　◎ 12～２月分 ⇒ ４月10日まで ◎ ３月分 ⇒ 4月10日まで ◎ ４～５月分 ⇒ 翌月10日まで

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　提出先：〒249-8686　逗子市逗子5-2-16　逗子市役所総務部課税課市民税係